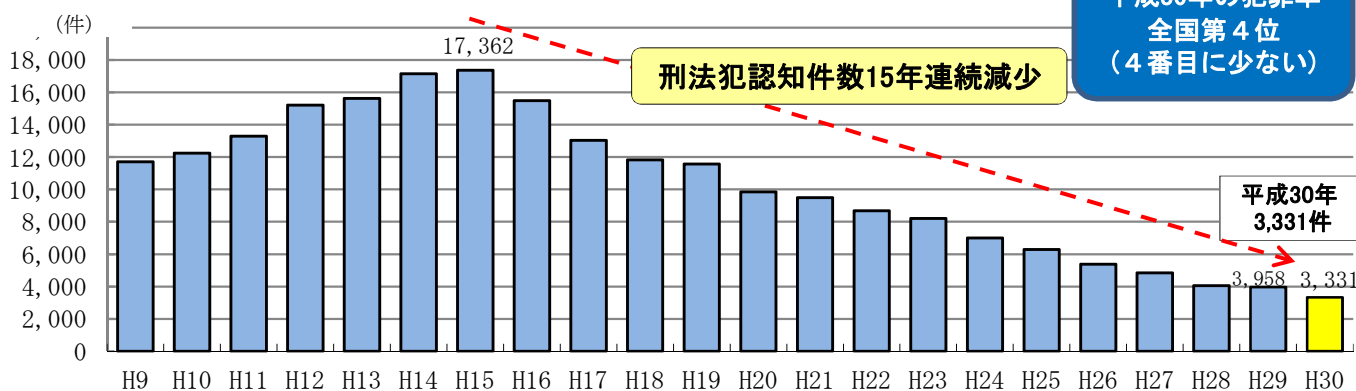


1 刑法犯の状況

(1) 刑法犯認知件数の推移



- 大分県の刑法犯認知件数は、平成10年から平成15年にかけて増加し、平成15年には1万7,362件に達しましたが、平成16年から減少に転じ、平成30年は3,331件と、ピーク時の5分の1以下にまで減少しています。
- 平成30年の大分県の犯罪率(一定人口に占める刑法犯の発生件数)は、全国で4番目に少ない結果でした。

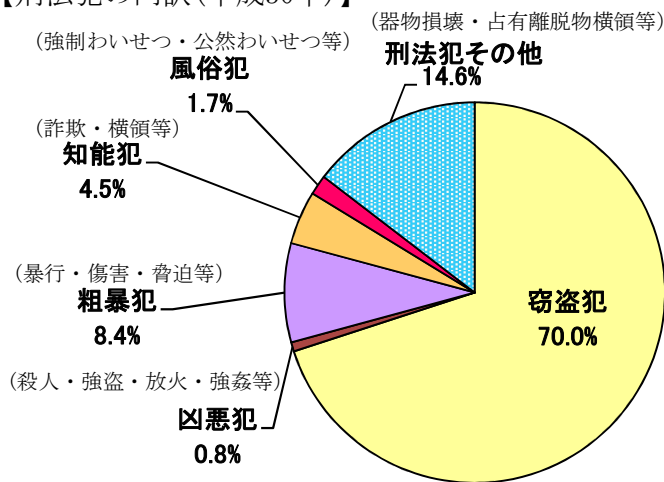
※「刑法犯」とは、道路上の交通事故に係る危険運転致死傷罪、業務上(重)過失致死傷罪及び自転車運転過失致死傷罪を除いた「刑法」に規定する罪並びに「爆発物取締罰則」等、13の法律に規定する罪をいう。

※「認知件数」とは、警察において発生を認知した事件の数をいう。

(2) 刑法犯罪種別 (前年同期比)

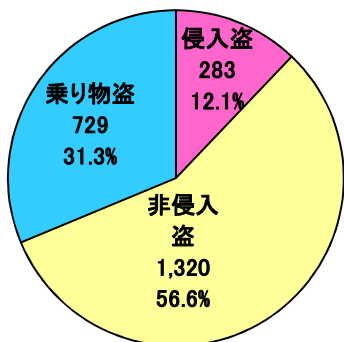
| | 認知件数 | | 増減状況 | |
|-----|-------|-------|------|--------|
| | H30 | H29 | 増減数 | 増減率 |
| 刑法犯 | 3,331 | 3,958 | -627 | -15.8% |
| 凶悪犯 | 26 | 23 | 3 | 13.0% |
| 粗暴犯 | 280 | 327 | -47 | -14.4% |
| 窃盗犯 | 2,332 | 2,762 | -430 | -15.6% |
| 知能犯 | 151 | 202 | -51 | -25.2% |
| 風俗犯 | 56 | 34 | 22 | 64.7% |
| その他 | 486 | 610 | -124 | -20.3% |

【刑法犯の内訳(平成30年)】

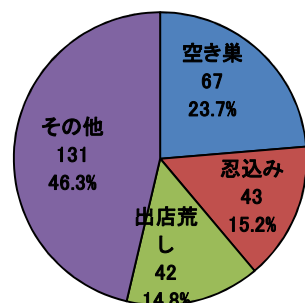


(3) 窃盗犯の内訳 (平成30年)

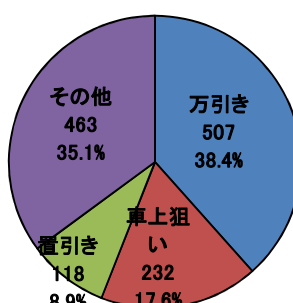
【窃盗犯の内訳】



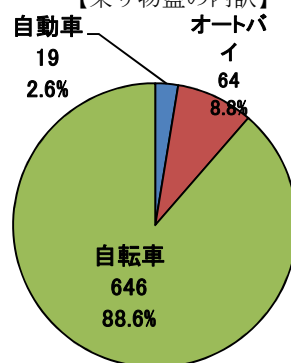
【侵入盗の内訳】



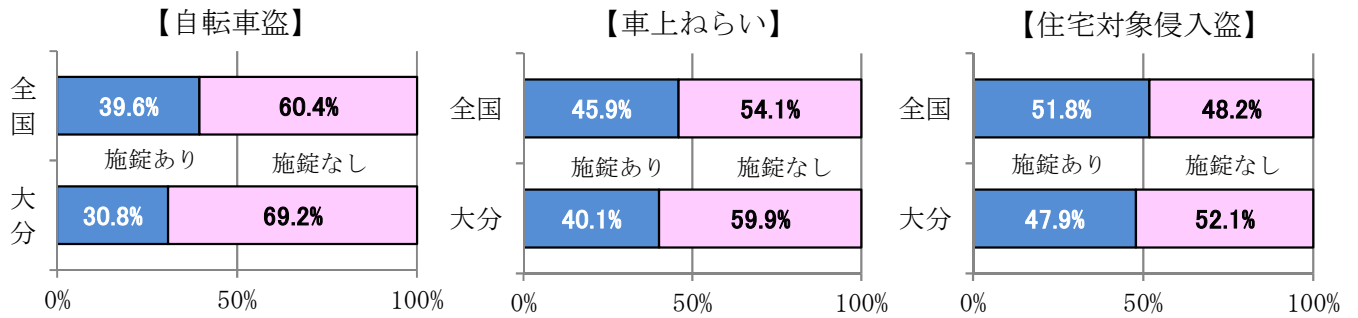
【非侵入盗の内訳】



【乗り物盗の内訳】



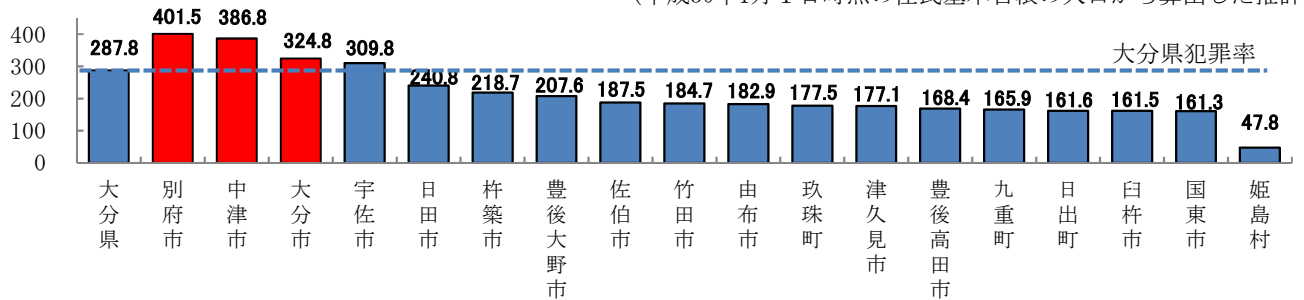
(4) 被害時の施錠状況（平成30年）



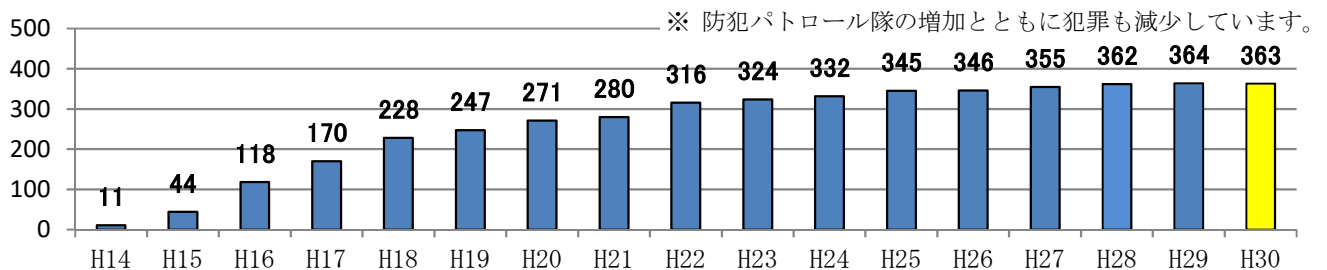
- 大分県の施錠率は、全国平均よりも低い（被害発生時に施錠をしていない場合が多い）状況です。わずかな時間の外出、買い物などで車両を離れる際にも、必ず施錠をしてください。
- 県民の防犯意識が高まり、施錠率が向上すれば、更なる犯罪抑止が期待できます。

(5) 市町村別犯罪率（平成30年）

※ 「犯罪率」＝人口10万人あたりに占める刑法犯の発生件数。
（平成30年1月1日時点の住民基本台帳の人口から算出した推計値）



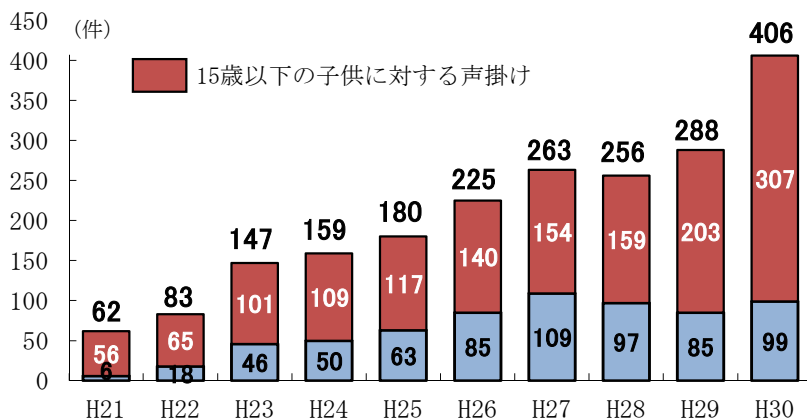
2 自主防犯パトロール隊の推移（団体数）



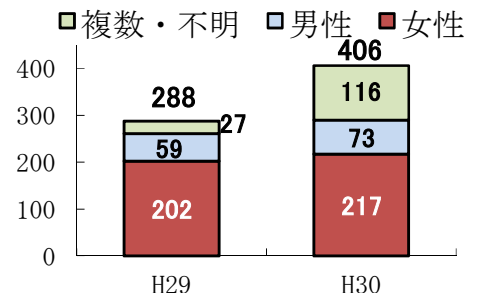
3 子供・女性に対する声掛け事案の認知件数

※ 声かけ事案件数は増加していますが、一概に件数増加＝治安悪化というものでもありません。事件に至らない小さい段階のうちに対応をすることで、大きな事件に発展する前段での被害防止が図れます。積極的に通報を！

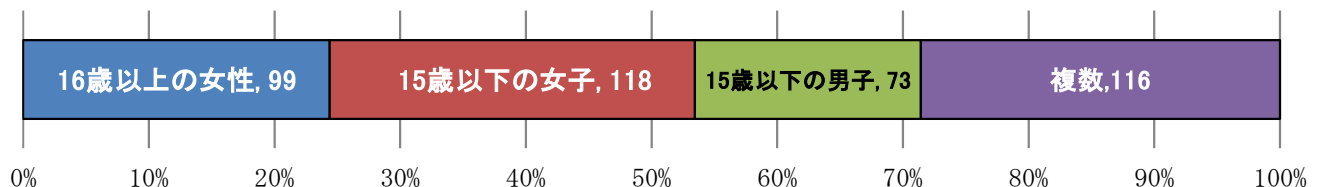
(1) 声掛け事案の推移



(2) 声掛け対象者の性別

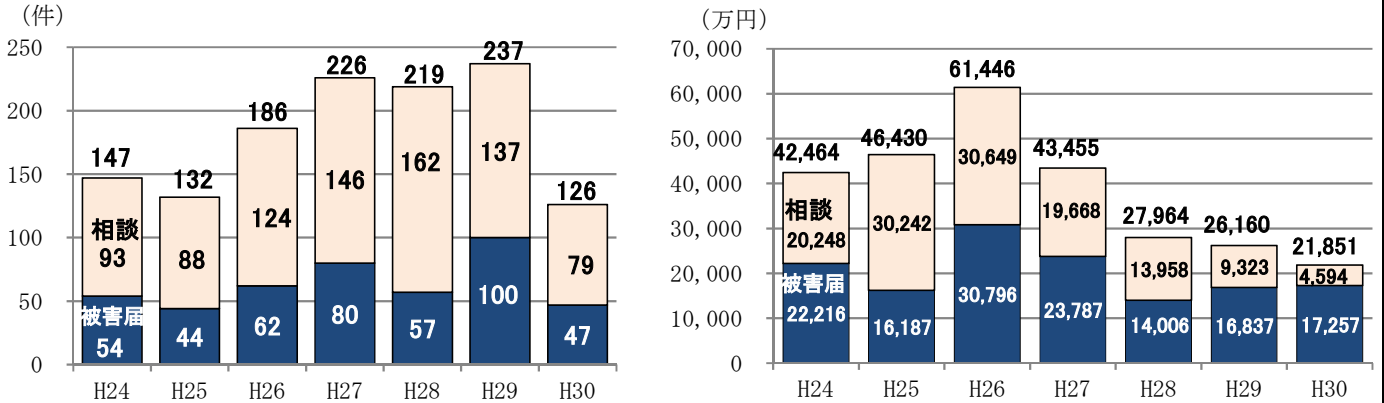


(3) 声掛け対象者の年代・性別（平成30年：406件中）



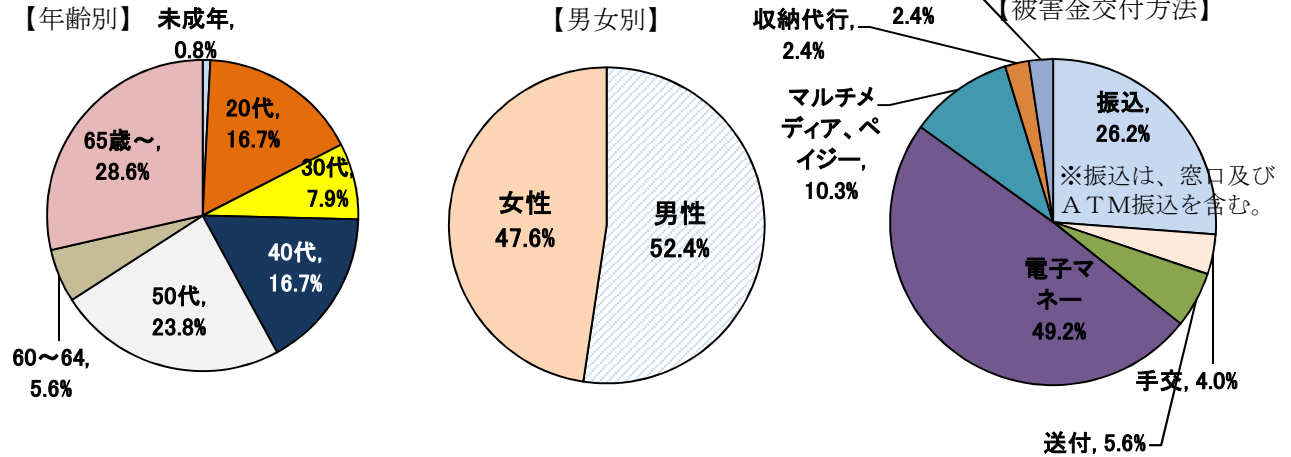
4 特殊詐欺の現状（平成30年）

(1) 被害件数・被害額の推移

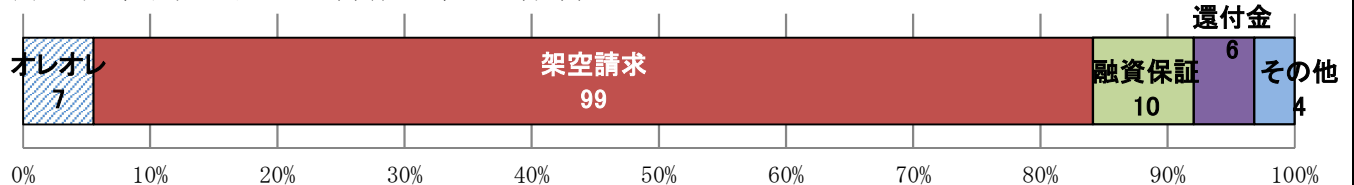


- 大分県警察では、特殊詐欺の被害実態を知っていただくため、平成24年から被害届の受理件数と、被害届の提出がなされていないもの、実際には被害が発生している「相談既遂」件数も併せて公表しています。
- 平成30年の特殊詐欺の被害件数は126件、被害額は約2億1,851万円で、前年と比べ、件数では111件減少、被害額は約4,309万円減少しています。

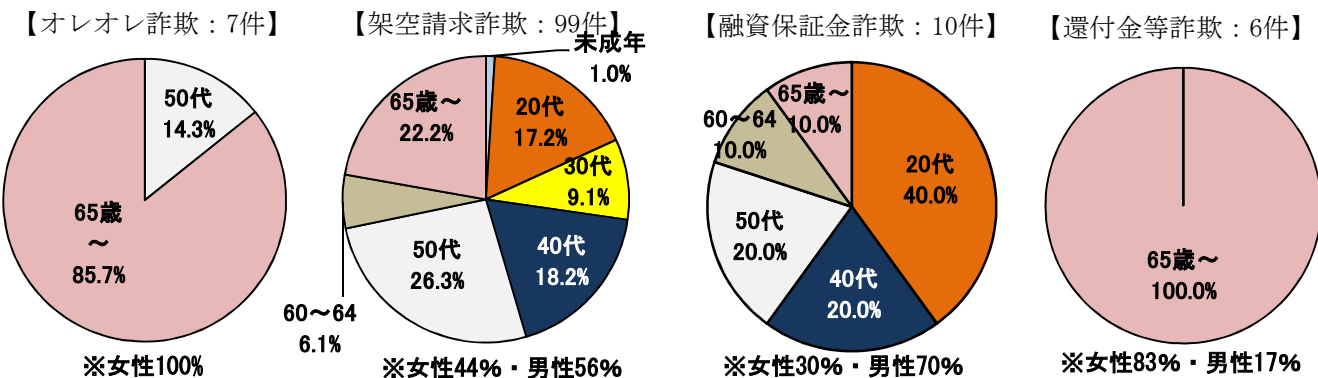
(2) 特殊詐欺被害者の状況（平成30年：126件中）



(3) 特殊詐欺の手口別（平成30年：126件中）



(4) 手口別の被害年齢割合（平成30年：126件中）



- 平成30年の特殊詐欺被害者の年齢別では、「高齢者以外の世代」が7割以上を占め、前年よりも高齢者以外の世代の被害が増加しています。
- 手口別では、高齢者は「オレオレ詐欺」と「還付金等詐欺」、高齢者以外の世代は、アダルトサイト利用料請求名目等の「架空請求詐欺」での被害が顕著となっています。
- 還付金等詐欺では、全て「金融機関以外のATM」に誘導され、被害にあっています。（「ATMに行って手続き」は詐欺！）
- 平成30年の被害金の交付方法では、コンビニで電子マネーを購入させ、ID番号を送付させる手口が、全体の約50%を占めています。



5 特殊詐欺被害防止対策のポイント

(1) 犯人と話をしない対策

特殊詐欺の犯人は、詐欺師ですので、騙しのプロです。そもそも犯人と話をしないで済むよう、予め犯人と話をしないような環境を構築しましょう。

対策① 「振り込め詐欺撃退電話機」などの被害防止機器の設置

現在、家電量販店には、振り込め詐欺の被害防止に有効な、「電話機」や、電話に取り付けるタイプの「被害防止機器」が1万円程度から販売されています。

機能的には、電話が繋がる前に、「この電話は振り込め詐欺被害防止のため、通話が全て録音されます。」とアナウンスされ、実際に会話を録音して犯人を牽制する装置や、「犯人が犯行に使用した電話番号を着信拒否する」ものなど様々ですが、これらの機器の設置は、被害防止対策上、非常に有効です。

対策② 「ナンバーディスプレイサービス」や「留守番電話」機能の活用

被害防止機器の設置ができない方は、「ナンバーディスプレイサービス(月額400円程度)」を利用し、「番号非通知からの電話」や「知らない電話番号からの電話に出ない」ようにする方法があります。

また、ナンバーディスプレイサービス登録をしていなくても、「常に留守番電話」にしておき、必要な場合だけ、電話に出たり、かけ直したりするだけでも、かなり効果があります。

なお、これまでに詐欺の電話が何度も掛かってきているお宅では、電話番号を変えて、新しい番号を親しい人だけに伝え、電話帳には登録しない方法もあります。(市役所等からの大切な連絡は、基本的に郵送で送られて来ますので、犯人に知れ渡っている電話番号を今後も使い続けるより、思い切って新しい番号への変更を検討してみてください。)

(2) 犯人から騙されない対策

対策① 常に「最新の情報」を入手して抵抗力を高める

現在、警察では、特殊詐欺被害が発生した際には、できるだけ新聞やテレビで注意喚起をしてもらうため、積極的に広報し、これを受けて、メディアも、現在、多数報道を行ってくれています。

これらの情報に興味を持ち、自分のところに犯人から電話があった際の対策を考えおきましょう。

また、県警でも「大分県警察電子メール情報配信システム(まもめーる)」で、注意喚起を行っています。できるだけこれらの情報に触れ、日頃から抵抗力を身につけておきましょう。

対策② 犯人から電話が掛かった際の対応を検討しておく

特殊詐欺の被害を受けた方に質問すると、多くの方が『オレオレ詐欺』や『還付金詐欺』のことは知っていますが、知っていながらも『オレオレ詐欺』や『還付金詐欺』の被害に遭われているのが実状です。

その理由としては、日常生活をする上で、「まさか自分に電話がかかるとは思ってもなかった」ため、実際に犯人から電話を受けた際、冷静に対応ができず、お金を渡した後になって我に返り、「さっきのは、もしかすると詐欺だったのでは……」と気づく方が多いからです。

このようなことにならないよう、何時、犯人から電話が掛かってきても、冷静な対応ができるよう、日頃から家族や知人と合言葉を決めるなどの具体的な対策を検討しておきましょう。

(3) 騙されても犯人にお金を渡さない対策

対策① 大きな支払い等は、ATMではなく金融機関の窓口を利用する

現在、県内の各金融機関では、高齢者を特殊詐欺被害から守るため、「預貯金小切手を活用した特殊詐欺被害防止対策」を実施しており、金融機関の窓口で、高齢者が高額な現金の引出しや、振込を行う際、窓口職員がお金の使い道などを聞き取り、被害に遭わないためのアドバイスを行っています。

この対策で、平成27年には、県内の金融機関窓口の方が、総額約1億1,600万円もの特殊詐欺の被害発生を未然に防止しています。

高齢者が、大きな金額の引出しや、振込をする際は、ATMは利用せず、「必ず金融機関の窓口を利用する」だけでも、かなりの抑止効果が期待できます。(金融機関の窓口職員は、高齢者の味方です。)

なお、還付金詐欺の対策として、予め「ATMからの引出し限度額を1日10万円～20万円以下」に設定しておくだけで、仮に被害を受けても大きな被害にならずに済みますので、一度検討してみてください。